

## 食品表示ウォッチャーを募集しています！

委嘱予定人数  
25人

県では、食品の表示をモニタリングする食品表示ウォッチャーを募集しています。

### 【活動内容】

- ・食品の表示状況のモニター及び報告
- ・不適正な食品表示の情報提供
- ・食品表示に関する研修会への参加

### 【活動期間】

委嘱した日から令和7年3月31日まで

※委嘱は、令和6年5月頃を予定。

【応募資格】 次のいずれにも該当する方です。

- ・令和6年4月1日現在、満18歳以上の方
- ・岩手県内に居住されている方

### 【応募方法】

所定の応募用紙又は、はがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号、ファクス番号、応募動機、岩手県食品表示ウォッチャーの経験の有無（ある場合は活動年度）を記入の上、郵送、ファクス、Eメールのいずれかでお申込みください。

#### ◆郵送の場合

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 県庁県民くらしの安全課 食の安全安心担当

◆ファクスの場合 019-629-5279 ◆Eメールの場合 [AC0009@pref.iwate.jp](mailto:AC0009@pref.iwate.jp)

【謝金】 活動に応じて1,500円（年間）の範囲内でお支払いします。（通信費等の経費を含む。）

【応募締切】 令和6年3月29日（金）（当日必着）

【問い合わせ先】 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 電話 019-629-5270



## 推薦書交付手続きについて

(株)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の一般貸付(設備資金)の融資を申し込む方で、申込金額が**500万円を超える**場合、お店の所在地の都道府県知事の**推薦書**が必要です。

推薦書の交付申請をされる方は、該当する書類を揃えてから、**岩手県生活衛生営業指導センター**(以下**指導センター**と表記)に申請してください。

※記入の仕方が分からない場合は、指導センターにご連絡ください(019-624-6642)。

指導センターの経営指導員がサポートいたします。

組合に加入されていたり、組合から指導を受けている方は推薦書の必要がない低利な融資を受けられる可能性がありますので、指導センターへ相談の上、推薦書を受けるかご検討ください。推薦書の申請先・交付場所は指導センターです。

### ○推薦書交付に必要な書類

推薦書を希望される方は、下記のHPに記載されている書類の提出をお願いいたします。

[推薦書 \(seiei.or.jp\)](http://seiei.or.jp)

指導センターでは、上記書類を受付後、審査をし、適正なものについては理事長推せん書を添付し、日本政策金融公庫に送付いたします。

### ◇お問い合わせ先

岩手県生活衛生営業指導センター (電話 019-624-6642)

岩手県 県民くらしの安全課 生活衛生担当 (電話 019-629-5360)

# 特殊詐欺にご注意

令和5年中における岩手県の特種詐欺の認知件数は、23件（前年比△14件）、被害額は5,037万円（前年比△5,045万円）となり、前年から共に減少しました。

しかし、全国では、認知件数が1万9,033件（前年比+1,463件）、被害額は441.2億円（+70.4億円）と共に増加しています。

特種詐欺は、年々、手口が巧妙化するほか、新しい手口も発生しますので、下記を参考に、家族ぐるみで予防しましょう。

## 詐欺のキーワード

- あなたの口座が悪用されている。
- キャッシュカードを確認しに行く。
- 払戻金（還付金）がある。
- インターネットの利用料金が未納である。
- コンビニで電子マネーカードを購入して番号を教えてください。

## だまされないためのポイント

- ◇ 事前に家族で合言葉を決めておく。
- ◇ 在宅中でも留守番電話設定にして、すぐに電話に出ない（相手を確認する。）。
- ◇ 左の詐欺のキーワード（お金の話）が出たら一旦電話を切って家族や知人、警察に相談。

◇ お問い合わせ先 消防安全課 県民安全担当（電話 019-629-6871）

# 災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

令和6年能登半島地震により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

地震発生後は、被災地域、被災地域以外にかかわらず、地震に便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が多数発生しますので、十分にご注意ください。

また、雪害や大雨等があった際も、同様のトラブルにご注意ください。

## ★相談事例★

### 【事例1】

見た目では自宅に被害はありませんが、訪問してきた工業者に「このままでは危ないです。すぐに工事が必要です」と言われました。

### 【事例2】

「保険金を使えばタダで住宅修理ができます」と言われましたが本当でしょうか？

### 【事例3】

市役所を名乗り、「義援金を集めています」と訪問されましたが信用できるでしょうか？

## ★消費者へのアドバイス★

- ★地震等の災害が起こると、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる相談が寄せられます。今後、トラブルが広がる可能性がありますので、注意が必要です。
- ★住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。頼んでもいないのに押しかけてきて、しつこく勧誘する業者は特に注意してください。
- ★「保険金使える」と言われてもその場ですぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談してください。
- ★公的機関が、電話や訪問等で義援金を集めることはありません。募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。
- ★困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費者相談センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。